

監査公告第15号

定期監査結果に基づき加賀市長が講じた措置の公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による定期監査の結果に基づき講じた措置について、加賀市長から報告がありましたので同条第12項の規定によりその内容を別紙のとおり公表します。

平成31年1月25日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 川下 勉

平成 30 年度 上下水道部定期監査結果にかかる措置報告

監査結果（抜粋）

監査意見

上下水道の緊急修繕、給水・排水の受付等業務を民間委託し、経費節減を図ったとのことだが、相当程度の経費を要しているのに対して、今年度は人的コストの削減が半分程度に留まっている。

民間委託した趣旨に見合う実質的な経費節減効果を遅滞なく生み出すよう努められたい。

措 置

上下水道維持管理業務については、平成 30 年 6 月より民間委託したところである。委託した業務の内容は幅広く、市民サービスの低下にならないよう平成 30 年度は技術の継承及び事務の引継ぎの年度と位置づけ、職員については 1 名減とした。引継ぎが完了した平成 31 年度には更に 1 名減とし、委託前に比して 2 名の減となる予定であり、経費節減の効果が得られる予定である。